

福岡県公報

平成三十年六月十二日
第三千九百九十九号
増刊
①

目次

訓 令 (第二十五号)

○福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令 (財産活用課) ……………

訓 令

福岡県訓令第八号

本 庁
出先機関

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令

福岡県競争入札制度審査会規程(昭和四十年六月福岡県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表第一専門部会の項中「企画交通課長」を「企画課長」に、「河川課長、河川開発課長」を「河川管理課長、河川整備課長」に、「県土整備部企画交通課」を「県土整備部企画課」に改め、同表第二専門部会の項中「河川開発課長」を「河川管理課長」に改め、同表第三専門部会の項中「総務事務センター課長」を「総務事務厚生課長」に、「総務部総務事務センター」を「総務部総務事務厚生課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。